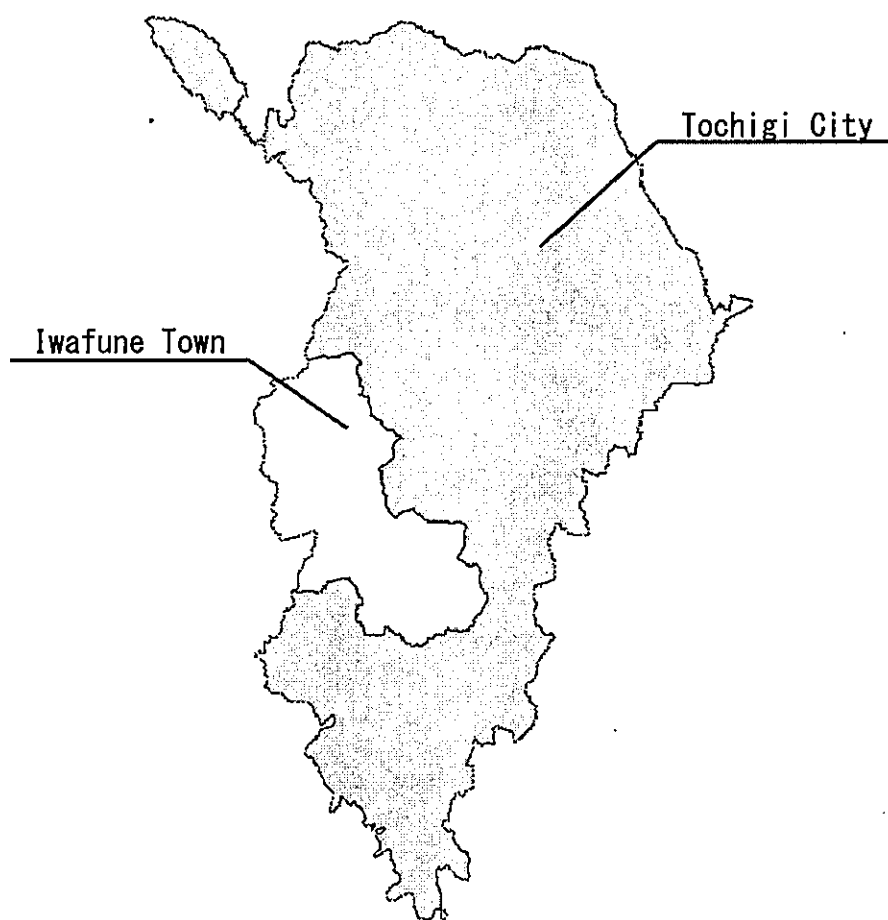


第12回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料①



日時：平成25年7月29日（月）午後2時00分

会場：岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」

目 次

(1) 報告事項

報告第13号 平成25年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について・・P 1

報告第14号 合併協定項目の具体的な調整結果について・・・・・・・・・・P 4

報告第15号 合併協定項目以外の主な調整結果について・・・・・・・・・・P 5 8

報告第16号 合併に係る啓発用品等について・・・・・・・・・・P 6 6

報告第 13 号

平成 25 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について

栃木市・岩舟町合併協議会財務規程第 4 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

平成 25 年 7 月 29 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

専決第 1 号

平成 2 5 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算に関する専決処分書

平成 2 5 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について、栃木市・岩舟町合併協議会財務規程第 4 条の規定により次のとおり専決処分する。

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

平成25年度 栃木市・岩舟町合併協議会 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節		説 明
			区 分	金 額	
1	負担金			20,625	
	1	負担金		20,625	
		1	市町負担金	20,625	【均等割50%】 栃木市 10,312,500円 (50%) 岩舟町 10,312,500円 (50%)
2	諸収入			1	
	1	諸収入		1	
		1	諸収入	1	預金利子等
歳 入 合 計				20,626	

歳 出

款	項	目	節		説 明
			区 分	金 額	
1	運営費			2,717	
	1	会議費		516	
		1	報酬	450	合併協議会委員報酬
			8 報償費	40	オブザーバー謝礼
		1	需用費	26	
			消耗品費	5	
			食糧費	21	会議飲物
	2	事務費		2,201	
		1	共済費	136	臨時職員社会保険料
			7 賃金	872	臨時職員賃金
		1	需用費	256	
			消耗品費	256	事務用品、コピー用紙
		1	役務費	95	
			通信運搬費	95	郵便料、インターネット利用料
		1	使用料及び賃借料	812	
			機械借上料	812	複写機借上料
		1	備品購入費	30	
			器具購入費	30	事務用品
2	事業費			17,859	
	1	事業推進費		17,859	
		1	需用費	3,516	
			印刷製本費	3,516	協議会だより作成 くらしのガイドブック作成
		1	委託料	14,343	合併例規整備業務 ネットワークシステム統合に関わる実施設計施行監 理業務委託 合併啓発用品作成業務委託
3	予備費			50	
	1	予備費		50	
		1	予備費	50	
歳 出 合 計				20,626	

合併協定項目の具体的な調整結果について

合併協定項目の具体的な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 2 5 年 7 月 2 9 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併協定項目の調整結果について

【報 告】

Aランク

栃木市・岩舟町合併協議会

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整方針	調整結果												
【合併協定項目 25-15】 その他の福祉事業 平成 24 年 7 月 20 日 第 6 回合併協議会 協議第 25 号	子ども医療費助成については、 現行のとおりとする。	子ども医療費助成については、栃木市の例により統合する。												
		<table><tr><th colspan="2">現 況</th><th>調整結果</th></tr><tr><th>栃木市</th><th>岩舟町</th><td></td></tr><tr><td>助成方法 小学 6 年生まで 現物給付 中学 1~3 年生 償還払い</td><td>助成方法 3 歳未満 現物給付 3 歳~中学 3 年生 償還払い</td><td>助成方法 小学 6 年生まで 現物給付 中学 1~3 年生 償還払い</td></tr></table>				現 況		調整結果	栃木市	岩舟町		助成方法 小学 6 年生まで 現物給付 中学 1~3 年生 償還払い	助成方法 3 歳未満 現物給付 3 歳~中学 3 年生 償還払い	助成方法 小学 6 年生まで 現物給付 中学 1~3 年生 償還払い
現 況		調整結果												
栃木市	岩舟町													
助成方法 小学 6 年生まで 現物給付 中学 1~3 年生 償還払い	助成方法 3 歳未満 現物給付 3 歳~中学 3 年生 償還払い	助成方法 小学 6 年生まで 現物給付 中学 1~3 年生 償還払い												
		※栃木市において、平成 25 年 4 月 1 日から栃木市の子ども医療費助成の内容 (助成方法) を変更												
【合併協定項目 25-18】 環境対策事業 1 環境基本計画 平成 24 年 7 月 20 日 第 6 回合併協議会 協議第 28 号	環境基本計画については、栃木 市の例により合併時に統合する。	平成 24 年度に策定した栃木市環境基本計画を新市の計画とする。 なお、地域別施策及び一部の数値目標については、合併後に岩舟地域を加えた ものに改定する。												
【合併協定項目 25-28】 青少年健全育成事業 平成 24 年 7 月 20 日 第 6 回合併協議会 協議第 29 号	青少年育成センターについては は、栃木市の例により合併時に統 合し、少年補導員については、合 併後再編する。	青少年育成センターについては栃木市の例により合併時に統合する。また、少 年補導員についても栃木市の例により合併時に統合する。 【組織構成】 ・ 青少年育成センター所長 1 人 ・ 青少年相談員 2 人 ・ 青少年育成センター運営協議会委員 15 人以内 ・ 少年補導員 110 人以内 (内、岩舟地域 10 人程度)												

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整方針	調整結果
【合併協定項目 25-27】 社会教育事業 平成24年8月27日 第7回合併協議会 協議第46号	成人式については、合併時に再編する。	合併時は現行のとおりとする。各地域の独自性を尊重するため、各地域単位で実施する。 ・各地域ごとに実行委員会をつくる。 ・記念品については、各地域実行委員会の代表者により調整会議を行う。 ・記念写真については、写真業者との個人対応とする。 ・その他、必要な経費については、実行委員会への負担金として措置をする。
【合併協定項目 14】 一部事務組合等の取扱いについて 平成24年11月12日 第9回合併協議会 協議第7号-3	岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の前日をもって解散するよう調整する。 組合の財産の処分等については、関係団体と協議の上、合併時までに調整する。	岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合の解散日は、平成26年3月31日とする。
【合併協定項目 25-6】 消防防災関係事業 平成24年11月12日 第9回合併協議会 協議第56号	栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散の日の翌日から、合併前の岩舟町の区域を管轄する。	栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散日の翌日である平成26年4月1日から合併前日の平成26年4月4日までは、岩舟町から委託を受け管轄する。

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い	関係項目
調整の方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。	

区分	現 況		調整方針	調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町		
補助金	栃木市人権対策運動団体活動費補助金 ・部落解放同盟栃木市協議会補助金 ・部落解放愛する会栃木市協議会補助金	岩舟町人権対策運動団体活動費補助金 ・部落解放同盟岩舟町協議会補助金 ・部落解放愛する会岩舟町協議会補助金	合併時に再編	合併時に栃木市の制度に統合する。
	防犯灯電気料補助金	防犯灯施設管理補助金	合併後に再編	合併時に廃止する。
	家庭教育オピニオンリーダー会育成補助金	家庭教育オピニオンリーダー「かるがも岩舟」補助金	合併後に再編	合併時に栃木市の制度に統合する。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	地球温暖化対策機器設置補助事業補助金 ・住宅用太陽光発電システム ・CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 ・潜熱回収型給湯機	合併後に再編	栃木市の例により、合併時に統合する。

No.	項目	現 況		調整結果
		栃 木 市	岩 舟 町	

2	体育施設	別表のとおり (14ページから)	施設名称	野球場	利用区分	料金
				町民野球場	1 時間につき	300 円
				夜間照明施設	1 時間につき	300 円
				武道館	1 回につき	2,620 円
					1 時間につき	100 円
				武道館	9 時から 17 時	210 円
					17 時から 21 時 30 分	100 円
				武道館	9 時から 17 時	210 円
					17 時から 21 時 30 分	400 円
				武道館	9 時から 17 時	500 円
					17 時から 21 時 30 分	2,100 円
				武道館	9 時から 17 時	3,150 円
					17 時から 21 時 30 分	520 円
				テニスコート	1 面当たり	520 円
				備考		
				1 町内に居住する者又は町内の事業所に勤務する以外の者の利用については、この表の金額の 2 倍の額とする。		
				2 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とする。		

	合併時、栃木市の制度に統合する。	施設名称	利用区分	使用料				
				野球場	1 時間につき	400 円		
				野球場	1 時間につき	1,000 円		
				夜間照明施設	1 時間につき	4,000 円		
				武道館	1 時間につき	400 円		
				武道館	1 時間につき	1,000 円		
				夜間照明施設	1 時間につき	4,000 円		
				武道館	30 分につき	500 円		
				武道館	個人使用料	中学生以下	2 時間につき	60 円
					一般	1 回	2 時間につき	220 円
				武道館	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1 時間につき	500 円
					スポーツに利用	入場料を徴収する場合	1 時間につき	1,000 円
				武道館	スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1 時間につき	1,250 円
					スポーツ以外に利用	入場料を徴収する場合	1 時間につき	2,500 円
				武道館	スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1 時間につき	5,000 円
					スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収する場合	1 時間につき	10,000 円
				テニスコート	1 面当たり	1 時間につき	400 円	
備考								
1 市外の者（市内に通勤通学するものを除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額とし、10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。								
2 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。								
3 入場料を徴収する場合であっても、最高額が 100 円以下のときは、入場料を徴収しない場合の使用料とする。								

No.	項目	現 況		調整結果																																														
		栃 木 市	岩 舟 町																																															
2	体育施設			4 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。 5 個人使用料における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。 6 営利目的での利用とは、使用者が営利活動の一部として行う興行、商業宣伝、招待その他これに類するものをいう。 7 体育館のアリーナ又はサブアリーナの半面を占用して利用する場合（間仕切りネット等を使用して利用する場合に限る。）の使用料は、全面を占用して利用する場合の使用料の半額とする。																																														
3	公民館	別表のとおり (23ページから)	岩舟町公民館使用料 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料（1時間につき）</th></tr><tr><th>午前 9 時から 午後 5 時まで</th><th>午後 5 時から 午後 10 時まで</th></tr><tr><td>1 階</td><td>実習室</td><td>210円</td></tr><tr><td rowspan="7">2 階</td><td>第1会議室</td><td>100円</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>100円</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>100円</td></tr><tr><td>講義室</td><td>210円</td></tr><tr><td>和室 1</td><td>100円</td></tr><tr><td>和室 2</td><td>100円</td></tr><tr><td>和室 3</td><td>100円</td></tr></table>	区分	使用料（1時間につき）		午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	1 階	実習室	210円	2 階	第1会議室	100円	第2会議室	100円	第3会議室	100円	講義室	210円	和室 1	100円	和室 2	100円	和室 3	100円	合併時、栃木市の制度を基準に統合する。 岩舟公民館使用料 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料（1時間につき）</th></tr><tr><th>午前 9 時から 午後 5 時まで</th><th>午後 5 時から 午後 10 時まで</th></tr><tr><td>1 階</td><td>調理実習室</td><td>300円</td></tr><tr><td rowspan="7">2 階</td><td>第1会議室</td><td>100円</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>100円</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>100円</td></tr><tr><td>講義室</td><td>300円</td></tr><tr><td>和室 1</td><td>100円</td></tr><tr><td>和室 2</td><td>100円</td></tr><tr><td>和室 3</td><td>100円</td></tr></table>	区分	使用料（1時間につき）		午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	1 階	調理実習室	300円	2 階	第1会議室	100円	第2会議室	100円	第3会議室	100円	講義室	300円	和室 1	100円	和室 2	100円	和室 3	100円
区分	使用料（1時間につき）																																																	
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで																																																
1 階	実習室	210円																																																
2 階	第1会議室	100円																																																
	第2会議室	100円																																																
	第3会議室	100円																																																
	講義室	210円																																																
	和室 1	100円																																																
	和室 2	100円																																																
	和室 3	100円																																																
区分	使用料（1時間につき）																																																	
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで																																																
1 階	調理実習室	300円																																																
2 階	第1会議室	100円																																																
	第2会議室	100円																																																
	第3会議室	100円																																																
	講義室	300円																																																
	和室 1	100円																																																
	和室 2	100円																																																
	和室 3	100円																																																

2. 手数料

栃木市の例により、合併時に統合

No.	項 目	現 況		調整結果
		栃 木 市	岩 舟 町	
1	住民基本台帳カードの交付手数料	・新規発行の場合 無料 ・再発行の場合 500円	500円/1件	合併時、栃木市の制度に統合する。 ・新規発行の場合 無料 ・再発行の場合 500円

別表 栃木市体育施設使用料

項 目	現 況				
	栃 木 市				
体育施設 (1/9)	1 栃木市屋内運動場使用料				
	ゲートボールコート1面	区分	入場料を徴収しない場合	午前9時から 午後1時まで	
			入場料を徴収する場合	午後1時から 午後5時まで	
		スポーツに利用	500円	500円	
			入場料を徴収する場合	1,000円	1,000円
		スポーツ以外に利用	1,250円	1,250円	
			入場料を徴収する場合	2,500円	2,500円
		スポーツ以外の営利目的で利用	5,000円	5,000円	
			入場料を徴収する場合	10,000円	10,000円
		照明設備	ゲートボールコート 1面につき	1時間につき	100円
			入場料を徴収する場合	1時間につき	200円
		用具	1セット	1回につき	300円
			入場料を徴収する場合	1回につき	600円
	放送設備	スポーツに利用	入場料を徴収する場合	1回につき	600円
			入場料を徴収しない場合	1回につき	750円
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収する場合	1回につき	1,500円
			入場料を徴収しない場合	1回につき	3,000円
スポーツ以外の営利目的で利用		入場料を徴収する場合	1回につき	6,000円	
		入場料を徴収しない場合	1回につき	6,000円	
2 栃木市大平体育館					
(1) 個人使用料					
	区分	使用料			
	中学生以下	1回につき	60円		
	一般	1回につき	220円		
(2) 占用使用料					
アリーナ	区分	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	1,000円
			入場料を徴収する場合	1時間につき	2,000円
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	2,500円
			入場料を徴収する場合	1時間につき	5,000円
		スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	10,000円
			入場料を徴収する場合	1時間につき	20,000円

項 目	現 況	
	栃 木 市	
3 栃木市大平南体育館	(1) 個人使用料	
	区分	使用料
	中学生以下	1回につき 60円
	一般	1回につき 220円
	(2) 占用使用料	
	区分	
	入場料を徴収しない場合	1時間につき 700円
	入場料を徴収する場合	1時間につき 1,400円
	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,750円
	入場料を徴収する場合	1時間につき 3,500円
アリーナ	入場料を徴収しない場合	1時間につき 7,000円
	入場料を徴収する場合	1時間につき 14,000円
	入場料を徴収しない場合	1時間につき 300円
	入場料を徴収する場合	1時間につき 600円
	スポーツ以外の営利目的で利用	
ミーティングルーム	1回につき	
4 栃木市大平武道館	(1) 個人使用料	
	区分	使用料
	中学生以下	1回につき 50円
	一般	1回につき 100円
	(2) 占用使用料	
	区分	使用料
	中学生以下	1時間につき 300円
	一般	1時間につき 600円
	中学生以下	1時間につき 300円
	一般	1時間につき 600円
剣道場	中学生以下	1時間につき 100円
	一般	1時間につき 200円
柔道場	中学生以下	
	一般	
弓道場	中学生以下	
	一般	

体育施設
(2/9)

項 目	現 況			
	栃 木 市			
5 栃木市藤岡総合体育館 (1) 個人使用料	5 栃木市藤岡総合体育館			
	(1) 個人使用料			
	区分	使用料		
	アリーナ	中学生以下 1回につき 60円		
		一般 1回につき 220円		
	柔道場	中学生以下 1回につき 50円		
		一般 1回につき 100円		
	剣道場	中学生以下 1回につき 50円		
		一般 1回につき 100円		
	トレーニング室 一般 1回につき 300円			
(2) 占用使用料				
体育施設 (3/9)	区分			
	アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,400円
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収する場合	1時間につき 2,800円
			入場料を徴収しない場合	1時間につき 3,500円
		スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収する場合	1時間につき 7,000円
			入場料を徴収しない場合	1時間につき 14,000円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 28,000円	
	柔道場	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 600円
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収する場合	1時間につき 1,200円
			入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,500円
		スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収する場合	1時間につき 3,000円
			入場料を徴収しない場合	1時間につき 6,000円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 12,000円	
	剣道場	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 600円
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収する場合	1時間につき 1,200円
			入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,500円
		スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収する場合	1時間につき 3,000円
			入場料を徴収しない場合	1時間につき 6,000円
入場料を徴収する場合		1時間につき 12,000円		

体育施設
(3/9)

項 目	現 況			
	栃 木 市			
体育施設 (4/9)	(3) 附属設備使用料			
	放送設備	区分	使用料	
		スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1回につき 500円
			入場料を徴収する場合	1回につき 1,000円
			入場料を徴収しない場合	1回につき 1,250円
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収する場合	1回につき 2,500円
			入場料を徴収しない場合	1回につき 5,000円
	入場料を徴収する場合		1回につき 10,000円	
	シャワー		1人1回につき 100円	
	6 栃木市藤岡弓道場使用料			
	(1) 個人使用料			
中学生以下	区分	使用料		
	1回につき 50円			
一般	1回につき 100円			
(2) 占用使用料				
中学生以下	区分	使用料		
	1時間につき 120円			
一般	1時間につき 250円			
7 栃木市都賀体育センター使用料				
(1) 個人使用料				
中学生以下	区分	使用料		
	1回につき 60円			
一般	1回につき 220円			
(2) 占用使用料				
アリーナ	区分	使用料		
	スポーツに利用	1時間につき 1,000円		
	スポーツ以外に利用	1時間につき 2,500円		
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき 10,000円		
ミーティングルーム		1回につき 300円		

項 目	現 況	
	栃 木 市	
8 栃木市都賀市民運動場使用料 (1)グラウンド使用料		
	区分	使用料
運動場A・B (1面)	スポーツに利用	1時間につき 400円
	スポーツ以外に利用	1時間につき 1,000円
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき 4,000円
	スポーツに利用	1時間につき 800円
運動場サッカー (全面)	スポーツ以外に利用	1時間につき 2,000円
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき 8,000円
(2)夜間照明使用料	区分	使用料
	全面 9 6 灯 イベント用	30分につき 1,500円
	全面 6 4 灯 サッカー試合用	30分につき 1,000円
	半面 3 2 灯 サッカー練習用	30分につき 500円
	半面 1 6 灯 サッカー練習用	30分につき 250円
	1面 4 8 灯 ソフトボール用	30分につき 750円
	全面 8 灯 陸上の練習用	30分につき 120円
9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料 (1)グラウンド使用料		
	区分	使用料
野球場A・B (1面)	スポーツに利用	1時間につき 500円
	スポーツ以外に利用	1時間につき 1,250円
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき 5,000円
	スポーツに利用	1時間につき 400円
ソフトボール場 C・D (1面)	スポーツ以外に利用	1時間につき 1,000円
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき 4,000円
	スポーツに利用	1時間につき 1,800円
	スポーツ以外に利用	1時間につき 4,500円
サッカー試合 (全面)	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき 18,000円
	スポーツに利用	1時間につき 900円
サッカー練習 (半面)	スポーツ以外に利用	1時間につき 2,250円
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき 9,000円

体育施設
(5/9)

-19-

項 目	現 況	
	栃 木 市	
12 栃木市大栃コミュニティセンター使用料	(1) 体験使用料	
	区分	使用料
	調理室	1時間につき 300円
	和室(1)	1時間につき 300円
	和室(2)	1時間につき 300円
	体育館	1時間につき 500円
	体験学習館	1時間につき 300円
	(2) 宿泊使用料	
	区分	使用料
	入浴	1人1泊につき 100円
宿泊	1人1泊につき 50円	
13 栃木市西方総合文化体育館使用料	(1) 個人使用料	
	区分	使用料
	アリーナ	中学生以下 1回につき 60円
		一般 1回につき 220円
	サブアリーナ	中学生以下 1回につき 50円
		一般 1回につき 100円
	トレーニング室	一般 1回につき 300円
	(2) 占用使用料	
	区分	
	アリーナ	スポーツに利用
		入場料を徴収する場合 1時間につき 3,200円
スポーツ以外に利用		入場料を徴収しない場合 1時間につき 4,000円
		入場料を徴収する場合 1時間につき 8,000円
スポーツ以外の営利目的で利用		入場料を徴収しない場合 1時間につき 16,000円
		入場料を徴収する場合 1時間につき 32,000円

体育施設
(7/9)

項 目	現 況				
	栃 木 市				
体育施設 (8/9)	サブアリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 500円	
			入場料を徴収する場合	1時間につき 1,000円	
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,250円	
			入場料を徴収する場合	1時間につき 2,500円	
		スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 5,000円	
			入場料を徴収する場合	1時間につき 10,000円	
	ステージ		入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,000円	
		入場料を徴収する場合	1時間につき 2,000円		
	研修室		入場料を徴収しない場合	1時間につき 500円	
		入場料を徴収する場合	1時間につき 1,000円		
	会議室		入場料を徴収しない場合	1時間につき 500円	
		入場料を徴収する場合	1時間につき 1,000円		
	冷暖房	アリーナ	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,400円	
			入場料を徴収する場合	1時間につき 4,800円	
		サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,200円	
			入場料を徴収する場合	1時間につき 2,400円	
	(3)附属設備使用料				
		区分		使用料	
	放送設備	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1回につき	500円
			入場料を徴収する場合	1回につき	1,000円
		スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1回につき	1,250円
			入場料を徴収する場合	1回につき	2,500円
		スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1回につき	5,000円
入場料を徴収する場合			1回につき	10,000円	
シャワー			1人1回につき	100円	

項 目	現 況														
	栃 木 市														
	14 栃木市西方北方グラウンド使用料 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="240 1473 272 1733">区分</th><th data-bbox="240 1066 272 1473">使用料</th></tr> <tr> <td data-bbox="272 1473 328 1733">野球 (ソフトボール) 場 (1面)</td><td data-bbox="272 1066 328 1473">スポーツに利用 1時間につき 400円</td></tr> <tr> <td data-bbox="328 1473 376 1733"></td><td data-bbox="328 1066 376 1473">スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="376 1473 416 1733"></td><td data-bbox="376 1066 416 1473">スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円</td></tr> </table>	区分	使用料	野球 (ソフトボール) 場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円		スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円		スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円						
区分	使用料														
野球 (ソフトボール) 場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円														
	スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円														
	スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円														
	15 栃木市西方南方グラウンド使用料 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="488 1373 520 1733">区分</th><th data-bbox="488 1066 520 1373">使用料</th></tr> <tr> <td data-bbox="520 1373 568 1733">野球 (ソフトボール) 場 (1面)</td><td data-bbox="520 1066 568 1373">スポーツに利用 1時間につき 400円</td></tr> <tr> <td data-bbox="568 1373 608 1733"></td><td data-bbox="568 1066 608 1373">スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="608 1373 679 1733">ゲートボールコート</td><td data-bbox="608 1066 679 1373">スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円 無料</td></tr> </table>	区分	使用料	野球 (ソフトボール) 場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円		スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円	ゲートボールコート	スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円 無料						
区分	使用料														
野球 (ソフトボール) 場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円														
	スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円														
ゲートボールコート	スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円 無料														
体育施設 (9/9)	16 栃木市真名子運動広場使用料 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="751 1373 783 1733">区分</th><th data-bbox="751 1066 783 1373">使用料</th></tr> <tr> <td data-bbox="783 1373 839 1733">ソフトボール場 (1面)</td><td data-bbox="783 1066 839 1373">スポーツに利用 1時間につき 400円</td></tr> <tr> <td data-bbox="839 1373 879 1733"></td><td data-bbox="839 1066 879 1373">スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="879 1373 927 1733"></td><td data-bbox="879 1066 927 1373">スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="927 1373 975 1733">サッカー場 (1面)</td><td data-bbox="927 1066 975 1373">スポーツに利用 1時間につき 400円</td></tr> <tr> <td data-bbox="975 1373 1015 1733"></td><td data-bbox="975 1066 1015 1373">スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1015 1373 1054 1733"></td><td data-bbox="1015 1066 1054 1373">スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円</td></tr> </table>	区分	使用料	ソフトボール場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円		スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円		スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円	サッカー場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円		スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円		スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円
区分	使用料														
ソフトボール場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円														
	スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円														
	スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円														
サッカー場 (1面)	スポーツに利用 1時間につき 400円														
	スポーツ以外に利用 1時間につき 1,000円														
	スポーツ以外の営利目的で利用 1時間につき 4,000円														

備考

- 市外の者 (市内に通勤通学するものを除く。) が利用する場合の使用料 (シャワー使用料を除く。) は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料を徴収する場合であっても、最高額が100円以下のときは、入場料を徴収しない場合の使用料とする。
- 利用時間が単位未満であるときは利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。
- 個人使用料における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。
- 営利目的での利用とは、使用者が営利活動の一部として行う興行、商業宣伝、招待その他これに類するものをいう。
- 体育館のアリーナ又はサブアリーナの半面を占有して利用する場合 (間仕切りネット等を使用して利用する場合に限る。) の使用料は、全面を占有して利用する場合の使用料の半額とする。

別表 栃木市公民館使用料

項 目		現 況		
		栃 木 市		
栃木市公民館使用料				
施設名		使用料（1時間につき）		
		午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	
栃木	1 階	講堂兼体育館	1,000円	1,500円
		講座室	100円	150円
	2 階	実習室	100円	150円
		児童室	200円	300円
		大会議室	300円	450円
		中会議室	200円	300円
大宮	1 階	小会議室	100円	150円
		大交流室	600円	900円
	2 階	調理実習室	300円	450円
		和室 1	100円	150円
		和室 2	100円	150円
		工作実習室	200円	300円
皆川	1 階	中会議室	300円	450円
		小会議室	100円	150円
	2 階	講座室	100円	150円
		和室	200円	300円
		調理室	300円	450円
		大研修室	600円	900円
吹上	1 階	中研修室	200円	300円
		小研修室	100円	150円
	2 階	大交流室	600円	900円
		中会議室	200円	300円
		小会議室	100円	150円
		調理室	200円	300円

公民館
(1 / 4)

項 目	現 況		
	栃 木 市		
公民館 (2/4)	寺尾	1 階	施設名
			大交流室
			調理実習室
			研修室
			和室
	国府	1 階	会議室
			大交流室
			中会議室
			小会議室
			講座室
	大平	1 階	和室1
			和室2
			調理実習室
			視聴覚室
			第1・第2研修室(和室)
	藤岡	2 階	調理実習室
			第1会議室
			第2会議室
			第3会議室
			第4会議室
	藤岡	1 階	第3・第4研修室(和室)
			第1会議室
			第2会議室
			研修室
			調理実習室
	藤岡	2 階	大会議室2
			大広間
			和室1
			和室2
			大会議室1
	藤岡	3 階	中会議室
			和室3

項 目	現 況			
	栃 木 市			
公民館 (3 / 4)	施設名			
	使用料 (1 時間につき)			
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで		
	都賀	1 階	講堂	600円
	2 階		調理実習室	300円
			研修室 (1)	200円
			研修室 (2)	200円
			和室 (1)	100円
			和室 (2)	200円
	西方	1 階	会議室 (1)	100円
			会議室 (2)	100円
			会議室	200円
			多目的室	100円
			調理実習室	300円
		2 階	会議室 (大)	300円
			会議室 (小)	100円
			多目的室	100円
			研修室	100円
			和室	100円
	使用料 (1 時間につき)			
午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで			
大平西地区	1 階	児童室・図書室 和室	200円	
2 階		調理実習室	100円	
		第1会議室	300円	
		第2会議室	200円	
	大平南地区	1 階	児童室・図書室	200円
		2 階	研修室 (作業室)	200円
		第1会議室	200円	
		第2会議室	200円	
		研修室 (和室)	200円	
				200円

項 目	現 況			
	栃 木 市			
公民館 (4/4)	大平東地区	1 階	施設名	使用料 (1 時間につき)
				午前 9 時から 午後 5 時まで
				午後 5 時から 午後 10 時まで
	藤岡地区	1 階	第1会議室	200円
			第2会議室	200円
			和室	100円
			農産加工室	200円
			婦人室	100円
			実習室	100円
			和室(1)	100円
			和室(2)	100円
			小会議室	200円
			講座室	200円
	三鴨地区	1 階	ホール	300円
			研修室	100円
			会議室	100円
			講座室	300円
			調理実習室	300円
			和室(1)	100円
			和室(2)	100円
	部屋地区	1 階	研修室	200円
			会議室	100円
			ホール	300円
			調理実習室	300円
			和室(1)	100円
	赤麻地区	1 階	和室(2)	100円
			研修室	200円
			講座室	300円
			調理実習室	300円
			和室(1)	100円
			和室(2)	100円
			和室(2)	100円

栃木市・岩舟町合併協議会の調整結果

合併協定項目		1 1 特別職の身分の取扱い		関係項目	
調整の方針		1 岩舟町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。			
		2 岩舟町その他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市において引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。			
		現 況			
区分	栃 木 市	岩 舟 町		具体的な調整結果	
常勤の特別職	・任期 4 年 ・給料 市長 (月) 1,020,000 円 (※918,000 円) 副市長 (月) 840,000 円 (※756,000 円) 教育長 (月) 680,000 円 (※612,000 円) ※平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月まで、10%減額支給	・任期 4 年 ・給料 町長 (月) 758,000 円 (※697,360 円) 副町長 (月) 606,000 円 (※557,520 円) 教育長 (月) 548,000 円 (※504,160 円) ※平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月まで、8%減額支給		岩舟町の常勤特別職（教育長を含む。）は、合併の前日をもって失職する。	
議会議員	・定数 34 人 ・任期 4 年 ・報酬 議長 (月) 535,000 円 副議長 (月) 465,000 円 議員 (月) 420,000 円	・定数 14 人 ・任期 4 年 ・報酬 議長 (月) 333,000 円 副議長 (月) 263,000 円 議員 (月) 243,000 円		公職選挙法第 15 条第 6 項の規定により、合併前の栃木市を区域とする選挙区及び合併前の岩舟町を区域とする選挙区を設けるものとする。 また、選挙区の定数については、公職選挙法施行令第 9 条の規定により栃木市の選挙区を 30 人、岩舟町の選挙区を 4 人とする。 報酬については、現行の栃木市のとおりとする。	

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
行政委員会 及び行政委員	栃木市教育委員会 ・定数 6人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (月) 58,700 円 委員 (月) 44,300 円	岩舟町教育委員会 ・定数 5人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 296,500 円 委員 (年) 231,500 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加し、定数を7人とする。 【栃木市教育委員会】 ・定数 7人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (月) 58,700 円 委員 (月) 44,300 円
	栃木市選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 312,000 円 委員 (年) 224,000 円 補充員 (日) 8,000 円	岩舟町選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 161,000 円 委員 (年) 119,500 円 補充員 —	
	栃木市公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (月) 81,400 円 議会選任 (月) 46,400 円	岩舟町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (年) 197,000 円 議会選任 (年) 158,500 円	

区分	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町	
行政委員会 及び行政委員	栃木市農業委員会 ・定数 選挙 25 人 ・任期 3 年 ・報酬 会長 (年) 756,000 円 - 職務代理者 (年) 552,000 円 - 委員 (年) 480,000 円 ・委員の任期：平成 22 年 7 月 20 日～平成 25 年 7 月 19 日	岩舟町農業委員会 ・定数 選挙 14 人 ・任期 3 年 ・報酬 会長 (年) 401,000 円 - 職務代理者 (年) 316,500 円 - 委員 (年) 288,500 円 ・委員の任期：平成 23 年 7 月 20 日～平成 26 年 7 月 19 日	合併前の岩舟町の選挙による委員のうち 4 人は、市町村の合併の特例に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、合併前の栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の選挙による委員として在任する。 選挙による委員の定数は、29 人とする。 選挙区は、合併前の栃木市の選挙区に、合併前の岩舟町を 1 選挙区 (定数 4 人) として加え 6 選挙区とする。 【栃木市農業委員会】 ・選挙による委員の定数：29 人 ・選任による委員の定数：9 人 ・選挙区：6 選挙区 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市固定資産評価審査委員会 ・定数 5 人 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町固定資産評価審査委員会 ・定数 3 人 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。 ただし、岩舟地域からの選出委員を 1 人追加し、定数を 6 人とする。 【栃木市固定資産評価審査委員会】 ・定数 6 人 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 8,000 円

区分	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市地域自治区(大平町、藤岡町、都賀町及び西方町)地域協議会 ・定数 15人以内×4地区 ・任期 2年 (最初に選任される委員の任期は、選任の日から平成25年3月31日まで) ・報酬 (日) 8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟町の区域に地域自治区地域協議会を設置する。 【岩舟町地域協議会】 ・定数 15人以内 ・任期 選任の日から平成27年3月31日まで ・報酬 (日) 8,000円
	栃木市市民活動推進事業審査委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	現行の栃木市のとおりとする。
	とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域のボランティア・NPO団体からの選出委員を1人追加する(定数に変更なし)。
	栃木市名誉市民選考委員会 (現在、栃木市名誉市民条例等の法令を整備中)	岩舟町名誉市民選考委員会 ・定数 6人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 —	名誉市民選考委員会については、栃木市において名誉市民条例等の法令を整備中のため合併後再編する。
	栃木市表彰審査委員会 ・定数 5人(市長、副市長、市議会議長、同副議長、教育長) ・任期 在職期間 ・報酬 —	岩舟町表彰審査委員会 ・定数 6人(町長、副町長、教育長、町議会議長、同副議長、同総務厚生常任委員会委員長) ・任期 在職期間 ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市人権施策推進審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町同和対策審議会 ・定数 13人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市情報公開・個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町情報公開審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。
	—	岩舟町個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市住居表示審議会 ・定数 20人以内 ・任期 調査審議終了日まで ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市指定管理者選定委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町公の施設指定管理者選定委員会 ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市交通安全対策会議 ・定数 15人以内 ・任期 — ・報酬 —	岩舟町交通安全対策会議 ・定数 5人 ・任期 — ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市防災会議 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 水防協議会の機能を兼ねる。	岩舟町防災会議 ・定数 30人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。
	—	岩舟町水防協議会 ・定数 若干名 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市国民保護協議会 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。	岩舟町国民保護協議会 ・定数 30人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。

区分	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市地域公共交通会議 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 9人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 適宜 ・任期 — ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会 ・定数 10人以内 ・任期 審議終了後解任 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町特別職報酬等審議会 ・定数 5人 ・任期 審議終了後解任 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市職員懲戒審査委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市職員安全衛生管理委員会 ・定数 19人 ・任期 職員団体推薦者は2年 ・報酬 —	岩舟町職員安全衛生管理委員会 ・定数 11人 ・任期 2年 ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟総合支所の保健師及び職員団体の推薦者を各 1人追加し、定数を21人とする。 【栃木市職員安全衛生管理委員会】 ・定数 21人 ・任期 職員団体推薦者は2年 ・報酬 —
	栃木市消防職員安全衛生管理委員会 ・定数 12人 ・任期 — ・報酬 —	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟分署の職員を1人追加し、定数を13人とする。 【栃木市消防職員安全衛生管理委員会】 ・定数 13人 ・任期 — ・報酬 —
	栃木市入札適正化委員会 ・定数 4人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	栃木市消費生活審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 委員長(日) 8,000円 ・その他の委員(日) 4,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市国民健康保険運営協議会 ・定数 18人 ・任期 2年 ・報酬(日) 8,000円 ※平成26年7月委員改選予定	岩舟町国民健康保険運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 会長(年) 51,000円 委員(年) 41,500円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市環境審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 8,000円	岩舟町環境審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 7,600円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市働く婦人の家運営委員会 ・定数 8人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 4,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市青少年問題協議会 ・定数 32人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加し、定数を33人以内とする。 【栃木市青少年問題協議会】 ・定数 33人以内 ・任期 2年 ・報酬 —
	栃木市青少年育成センター運営協議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 4,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 4,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、学識経験者として、岩舟町商工会関係者からの選出委員を1人追加する(定数に変更なし)。

区分	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	栃木市勤労者体育センター運営委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、学識経験者として、岩舟町商工会関係者からの選出委員を1人追加する(定数に変更なし)。
	栃木市男女共同参画審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 大学教授 (日) 8,000円 その他の委員 (日) 4,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市民生委員推薦会 ・定数 14人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町民生委員推薦会 ・定数 14人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 7,600円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市社会福祉施策推進委員会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市障がい程度区分審査会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,800円 委員 (日) 12,500円	岩舟町障害程度区分認定審査会(岩舟町介護認定審査会兼務) ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市要保護児童対策地域協議会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町要保護児童対策地域協議会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。ただし岩舟地域からの選出委員を2人(代表者会議1人、実務者会議1人)追加する。
	栃木市特別支援保育審査会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町障害児保育審査会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人(公立保育所長)追加し、定数を11人以内とする。 【栃木市特別支援保育審査会】 ・定数 11人以内 ・任期 2年 ・報酬 —

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	栃木市学童保育運営委員会 ・定数 12人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	現行の栃木市のおとりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を2人(学校の職員1人、利用保護者の代表1人)追加し、定数を14人以内とする。 【栃木市学童保育運営委員会】 ・定数 14人以内 ・任期 2年 ・報酬 —
	栃木市児童館運営委員会 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	現行の栃木市のおとりとする。
	栃木市老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5人 ・任期 — ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 8,000円	岩舟町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 医師 (日) 17,700円 老人ホーム施設長 (日) 9,700円	現行の栃木市のおとりとする。
	栃木市介護保険運営協議会 ・定数 10人 ・任期 3年 ・報酬 医師 (日) 10,000円 委員 (日) 4,000円 ※介護保険運営協議会に対応	岩舟町介護保険運営協議会(岩舟町地域密着型サービス運営委員会兼務) ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円 岩舟町地域包括支援センター運営協議会 ・定数 15人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 7,600円	現行の栃木市のおとりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加し、定数を11人とする。 【栃木市介護保険運営協議会】 ・定数 11人 ・任期 3年 ・報酬 医師 (日) 10,000円 委員 (日) 4,000円
	栃木市介護認定審査会 ・定数 70人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,800円 委員 (日) 12,500円	岩舟町介護認定審査会 ・定数 16人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	現行の栃木市のおとりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1合議体(7人)追加する(定数に変更なし)。

区分	現 況			具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町		
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市老人保健福祉施設等整備に係る法人審査委員会 ・定数 10人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町老人保健福祉施設整備等に係る法人審査委員会 ・定数 7人 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円		現行の栃木市のとおりとする。
	地域ケア会議 ・定数 — ・任期 — ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	地域ケア会議 ・定数 — ・任期 — ・報酬 —		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市健康づくり推進協議会 ・定数 18人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 10,000 円 委員 (日) 8,000 円	岩舟町健康づくり推進協議会 ・定数 16人以内 ・任期 2年 ・報酬 —		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市予防接種委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 10,000 円	岩舟町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円		現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加する(定数に変更なし)。
	とちぎ山車会館運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市企業立地促進審査会 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000 円	—		現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加し、定数を7人以内とする。 【栃木市企業立地促進審査会】 ・定数 7人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000 円
	栃木市就業安定対策協議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町事業所内人権啓発推進会議 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 —		現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟町商工会からの選出委員を1人追加する(定数に変更なし)。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員 会等)	栃木市中小企業融資振興会 ・定数 8人 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町中小企業融資振興会 ・定数 14人 ・任期 3年 ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟町 商工会からの選出委員を1人追加し、定数を9人 とする。 【栃木市中小企業融資振興会】 ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 —
	栃木市中小企業融資審査委員会 ・定数 14人以内 ・任期 1年 ・報酬 —	岩舟町中小企業融資振興会審査会 ・定数 4人 ・任期 3年 ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地 域及び佐野信用金庫からの選出委員を各1人追加 し、定数を16人以内とする。 【栃木市中小企業融資審査委員会】 ・定数 16人以内 ・任期 1年 ・報酬 —
	栃木市ブランド推進協議会 ・定数 21人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	いわふねブランド認定審査会 ・定数 10人以内 ・任期 3年 ・報償費 (日) 7,600円	合併時は現行のとおりとし、合併後に新市のブ ランドの統合に合わせて再編をする。
	新製品等開発支援事業補助金審査委員会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市農業振興地域整備促進協議会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町農業振興地域整備促進協議会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地 域からの選出委員を3人(岩舟地区農業委員1人、 下野農業協同組合岩舟地区1人、土地改良区1人) 追加する。
	栃木市緑の基本計画推進会議 ・定数 30人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	栃木市都市計画審議会 ・定数 18人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町都市計画審議会 ・定数 14人以内 ・任期 4年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加し、定数を19人以内とする。 【栃木市都市計画審議会】 ・定数 19人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円
	小山栃木市計画事業J R大平下駅前土地区画整理審議会 ・定数 10人 ・任期 5年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市町並み委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市シビックコア地区整備推進連絡協議会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市建築審査会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	栃木市上下水道事業調査委員会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 2 人追加し、定数を 17 人以内とする。 【栃木市上下水道事業調査委員会】 ・定数 17 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円
	栃木市上下水道事業調査委員会を含む。	岩舟町水道料金審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市上下水道事業調査委員会を含む。	岩舟町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12 人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市奨学生選考委員会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	西方中学校校舎建設検討委員会 ・定数 15 人以内 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市立小中学校学区審議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ・定数 7 人 ・任期 1 年 ・報酬 (日) 8,000 円	下都賀採択地区教科用図書採択協議会を設置 壬生町、野木町、岩舟町の 3 町で構成 (参考) ・定数 9 人 ・任期 1 年 ・報酬 —	現行の栃木市のおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市就学指導委員会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 専門医 (日) 15,000 円 学識者 (日) 5,000 円	岩舟町就学指導委員会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市立学校給食共同調理場運営協議会 ・定数 27 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 2 人追加し、定数を 29 人以内とする。 【栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会】 ・定数 29 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円
	栃木市大平学校給食センター施設整備検討協議会 ・定数 12 人以内 ・任期 施設開設の日まで ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市スポーツ推進審議会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町スポーツ推進審議会 ・定数 6 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 2 人追加する (定数に変更なし)。
	栃木市社会教育委員会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町社会教育委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 2 人追加し、定数を 17 人以内とする。 【栃木市社会教育委員会】 ・定数 17 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円
	栃木市公民館運営審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	岩舟町公民館運営審議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 2 人追加し、定数を 22 人以内とする。 【栃木市公民館運営審議会】 ・定数 22 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円

区分	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市集会所運営委員会 ・定数 60 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	岩舟町集会所運営委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 10 人追加し、定数を 70 人以内とする。 【栃木市集会所運営委員会】 ・定数 70 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円
	栃木市文化財保護審議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町文化財保護審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 1 人追加し、定数を 11 人以内とする。 【栃木市文化財保護審議会】 ・定数 11 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円
	栃木市文化会館運営委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	岩舟町文化会館運営委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 2 人追加し、定数を 12 人以内とする。 【栃木市文化会館運営委員会】 ・定数 12 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円
	栃木市図書館協議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市美術資料選考評価委員会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
その他の特別職	栃木市地域自治区(大平町、藤岡町、都賀町及び西方町)区長 ・定数 1人×4地区 ・任期 2年 (平成24年4月1日から平成26年3月31日まで) ・報酬 (月) 200,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟町の区域に地域自治区区長を設置する。 【岩舟町地域自治区区長】 ・定数 1人 ・任期 選任の日から平成27年3月31日まで ・報酬 (月) 200,000円
	栃木市栃木地域まちづくり検討委員会委員 ・定数 30人以内 ・任期 3年 ・報酬 —	—	現行の栃木市のとおりとする。
	顧問弁護士 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 360,000円	顧問弁護士 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 300,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	—	宮の下簡易郵便局事務取扱員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 76,000円	現行の岩舟町のとおりとする。
	栃木市交通教育指導員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市交通指導員 ・人数 56人 ・任期 2年 ・報酬 (月) 47,000円	岩舟町交通指導員 ・人数 6人 ・任期 2年 ・報酬 (月) 44,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域の交通指導員を6人追加し、62人とする。 ・人数 62人 ・任期 2年 ・報酬 (月) 47,000円

区分	現 況			具体的調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町		
その他の特別 職	栃木市消防団 ・定数 1,056 人 ・報酬 (年) 団長 (方面隊長) 250,000 円 副団長 (方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 (団本部) 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部長 103,000 円 班長 82,500 円 団員 67,000 円	岩舟町消防団 ・定数 162 人 ・報酬 (年) 団長 226,000 円 副団長 161,000 円 本部伝令 107,500 円 分団長 123,500 円 副分団長 107,500 円 部長 91,500 円 班長 70,000 円 団員 57,000 円		現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟方面隊分として人数を 162 人追加し、定数を 1,218 人とする。 【栃木市消防団】 ・定数 1,218 人 ・報酬 (年) 団長 (方面隊長) 250,000 円 副団長 (方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 (団本部) 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部長 103,000 円 班長 82,500 円 団員 67,000 円
	地域防災活動推進員 ・定数 9 人 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 20,000 円	—		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市産業医 ・定数 6 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 450 円 × 職員数 + (月) 30,000 円 (相談医のみ)	岩舟町産業医 ・定数 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 450 円 × 職員数		現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟総合支所の産業医 1 人を追加し、定数を 7 人とする。 【栃木市産業医】 ・定数 7 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 450 円 × 職員数 + (月) 30,000 円 (相談医のみ)

区分	現 況			具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町		
その他の特別 職	栃木市税等収納員 ・任期 1年 ・報酬 250,000 円以内 月額基本給 100,000 円 月額能率給 徴収割 現年度分 収納額×1.5/100 過年度分 収納額×3/100 徴収世帯割 世帯数×150 円 口座振替勧誘割 依頼数×1,000 円	—		現行の栃木市のおりとす。ただし、配置数 及び担当地域については、合併後に再編する。
	栃木市固定資産評価員 ・定数 1人 ・任期 — ・報酬 (円) 8,000 円	岩舟町固定資産評価員 ・定数 1人 ・任期 — ・報酬 —		
	栃木市寺尾財産区議会議員 ・定数 11人 ・任期 4年 ・報酬 議長 (年) 142,000 円 副議長 (年) 117,000 円 議員 (年) 96,800 円	—		
	—	岩舟町大字小野寺財産区議会議員 ・定数 15人 ・任期 3年 ・報酬 議長 (年) 15,000 円 副議長 (年) 12,000 円 議員 (年) 10,000 円		
	開票管理者・選挙長 (円) 10,600 円 投票管理者 (円) 12,600 円 期日前投票管理者 (円) 11,100 円 投票立会人 (円) 10,700 円 期日前投票立会人 (円) 9,500 円 開票立会人・選挙立会人 (円) 8,800 円	開票管理者・選挙長 (円) 10,600 円 投票管理者 (円) 12,600 円 期日前投票管理者 (円) 11,100 円 投票立会人 (円) 10,700 円 期日前投票立会人 (円) 9,500 円 開票立会人・選挙立会人 (円) 8,800 円		現行の栃木市のおりとす。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別 職	栃木市消費生活センター相談員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (日) 7,392 円	ー	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市市民相談員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (日) 7,980 円	ー	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市戸籍事務専門員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 161,400 円	ー	現行の栃木市のとおりとする。
	旅券事務職員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 151,100 円	旅券事務嘱託員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。
	住民基本台帳事務職員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 151,100 円	ー	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市有墓管理人 ・定数 ー ・任期 ー ・報酬 (年) 2,000 円	ー	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市不法投棄監視員 ・定数 10 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (日) 4,180 円	岩舟町ごみ不法投棄監視員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報償費 (時) 850 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域の監視員を追加し、定数を 12 人以内とする。 【栃木市不法投棄監視員】 ・定数 12 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (日) 4,180 円
	栃木市地域クリーン推進員 ・定数 自治会に 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 8,000 円＋世帯数×80 円	岩舟町保健委員 ・定数 自治会に 1 人 (100 世帯ごとに 1 人追加) ・任期 2 年 ・報償費 (年) 3,500 円＋世帯数×200 円	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別 職	栃木市男女共同参画推進指導員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 124,200 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市少年補導員 ・定数 100人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 4,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、少年補導員の委嘱する人数は、栃木地域から45人程度、大平地域から23人程度、藤岡地域から12人程度、都賀地域・西方地域・岩舟地域から各10人程度とし、定数を110人以内とする。 【栃木市少年補導員】 ・定数 110人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000 円
	栃木市青少年相談員 ・定数 若干人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市福祉事務所嘱託医 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 70,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市生活保護面接相談員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市障がい程度区分認定調査員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	岩舟町障がい程度区分認定調査員 ・定数 3人 ・任期 半年毎の更新 ・賃金 1調査につき 5,200 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市生活保護就労支援相談員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	現行の栃木市のとおりとする。

区分	現 況			具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町		
その他の特別職	栃木市トータルサポート専門員 ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 (日) 20,000 円 (月 A) 350,000 円 (月 B) 320,000 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	未就学児ことばの教室指導員 ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 (日) 9,800 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市特別障害者手当等嘱託医 ・定数 ー ・任期 ー ・報酬 (日) 20,800 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	※各地域民生委員児童委員協議会	岩舟町民生委員児童委員協議会 ・定数 45 人 (主任児童委員 3 人含) ・任期 3 年 ・報酬 会長 (年) 118,000 円 副会長 (年) 96,000 円 委員 (年) 91,500 円		合併後に再編する。
	※栃木市自立支援協議会 (平成 25 年度設立予定)	岩舟町地域自立支援協議会 ・定数 15 人以内 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 7,600 円		自立支援協議会については、栃木市において平成 25 年度設立予定であるため栃木市のとおりとする。
	栃木市家庭相談員 ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円 栃木市母子自立支援員兼婦人相談員 ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
				現行の栃木市のとおりとする。

区分	現 況			具体的な調整結果
	栃 木 市	岩 舟 町		
その他の特別職	栃木市養育支援員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市ファミリー・サポートセンター・アドバイザー ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (日) 7,000 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市保育所嘱託医 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (年) 106,000 円＋児童数×450 円×2 回	岩舟町保育所嘱託医(内科医) ・定数 ー ・任期 2 年 ・報酬 (年) 45,000 円＋児童数×450 円		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市保育所歯科嘱託医 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (年) 106,000 円＋児童数×450 円×2 回	岩舟町保育所嘱託医(歯科医) ・定数 ー ・任期 2 年 ・報酬 (年) 45,000 円＋児童数×450 円		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市嘱託保育士 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 169,900 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市保育所嘱託栄養士 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 169,900 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市児童センター主任指導員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	ー		現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市介護認定調査員 ・定数 15 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 150,000 円＋件数×2,000 円	岩舟町介護認定調査員 ・定数 5 人 ・任期 半年 ・賃金 (件) 4,000 円		現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域の調査員を 1 人追加し、定数を 16 人とする。 ・定数 16 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 150,000 円＋件数×2,000 円

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市介護支援専門員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 240,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市主任介護支援専門員 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 240,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市社会福祉士 ・定数 3人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 240,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市健康増進計画策定部会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市市医 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 52,500 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市予防接種等嘱託医 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (日) 30,000 円	岩舟町各種予防接種医師 ・定数 — ・任期 — ・報酬 (回) 30,000 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市母子保健推進員 ・定数 125人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 20,000 円 + 訪問件数 × 300 円 + 事業協力回数 × 1,500 円	岩舟町母子保健推進員 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬費 (年) 22,000 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域の推進員を 17 人追加し、定数を 142 人とする。 【栃木市母子保健推進員】 ・定数 142 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 20,000 円 + 訪問件数 × 300 円 + 事業協力回数 × 1,500 円

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特 別職	栃木市栄養指導員 ・定数 1人 ・任期 — ・報酬 (月) 186,300 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	大平町太平山南山麓広域交流拠点整備実施計画策 定 P F I アドバイザリー ・定数 — ・任期 — ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市陸砂利採石監視員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 81,400 円	岩舟町陸砂利採石監視員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・賃金 (日) 7,500 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、監視区域 の拡大により定数を2人とする。 【栃木市陸砂利採石監視員】 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 81,400 円
	小山栃木都市計画事業 J R 大平下駅前土地区画整 理評価員 ・定数 3人 ・任期 — ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市営住宅管理人 ・定数 各市営住宅あたり 1人以内 ・任期 1年 ・報酬 (年) 2,000 円 + 管理戸数 × 300 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市外国語指導助手 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 350,000 円以内	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市学校教育指導員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 124,200 円	教育相談員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 143,500 円	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市学校医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 $\times$ (内科、耳鼻科) 450 円 $\times$ (眼科) 390 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 $\times$ 30,000 円 $+ 児童数 \times$ (内科) 450 円 $\times$ (眼科) 390 円	岩舟町学校医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 $\times$ 450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 $\times$ 30,000 円 $+ 児童数 \times$ 450 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市学校歯科医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 $\times$ 450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 $\times$ 30,000 円 + 児童数 $\times$ 450 円	岩舟町学校歯科医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 $\times$ 450 円	
	栃木市学校薬剤師 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 78,500 円 / 1 校	岩舟町学校薬剤師 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 56,000 円 (児童・生徒数が 500 人を超える学校) 50,000 円 (児童・生徒数が 500 人以下の学校)	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市健康管理医 (小・中学校) ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 10,000 円 / 1 校	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市教育委員会点検評価委員 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特 別職	栃木市学校評議員 ・定数 各学校 8 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 10,000 円	岩舟町学校評議員 ・定数 各学校 5 人以上 8 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 10,000 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市教育研究所所長 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 150,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市学校支援員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 特別支援 (日) 9,100 円 学力向上 (月) 183,000 円	—	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市スポーツ推進委員 ・定数 68 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町スポーツ推進委員 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を 10 人追加する (定数に変更なし)。
	栃木市スポーツ推進員 ・定数 各自 治会 1 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	栃木市スポーツ推進員については、合併までに廃止する。
	栃木市社会教育指導員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 124,200 円	岩舟町社会教育指導員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 143,500 円	現行の栃木市のとおりとする。
	※職員が兼務	公民館館長 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 240,000 円以内	現行の栃木市のとおりとする。
	※職員が兼務	文化会館館長 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 240,000 円以内	現行の栃木市のとおりとする。

◎その他の事務事業調整結果（栃木市の例により合併時に統合）

○事務事業番号 3 1 「特別職等の選任に関すること」

【市長が選任し議会の同意を得るもの】

①副市長

(1)根拠・・・地方自治法第 162 条

(2)議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

②教育委員

(1)根拠・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条

(2)議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

※ 教育長の任命に関しては教育委員会事務局が所管。

③公平委員

(1)根拠・・・地方公務員法第 9 条第 2 項

(2)議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

④監査委員

(1)根拠・・・地方自治法第 196 条第 1 項

(2)議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

※ 代表監査委員の任命に関しては監査委員事務局が所管。

⑤固定資産評価審査委員

(1)根拠・・・地方税法第 402 条第 2 項

(2)議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

⑥固定資産評価員

(1)根拠・・・地方税法第 423 条第 3 項

(2)議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

【その他】

①選挙管理委員

(1)根拠…地方自治法第182条（議会による選挙）

※ 選挙管理委員会事務局が所管。

②農業委員

(1)根拠…農業委員会等に関する法律第7条（選挙による）、

第12条（市長の選任による）

※ 市長の選任の委員については、議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

選挙による委員は、農業委員会事務局が所管。

○事務事業番号57「特別職等の期末手当及び退職手当に関すること」

【期末手当】（人事院勧告に基づく。）

算出方法 給料月額×役職加算×支給率×期間率

・市長、副市長	役職加算	45/100	支給率	6月	140/100	12月	155/100
・教育長	役職加算	15/100	支給率	6月	102.5/100	12月	117.5/100

【勤勉手当】（人事院勧告に基づく。）

算出方法 給料月額×役職加算×成績率×期間率

・教育長	役職加算	15/100	成績率	87.5/100
------	------	--------	-----	----------

【通勤手当】

給与条例の適用を受ける職員の例による。

【退職手当】

退職日の給料月額×支給率×在職期間月数（48月上限）

・支給率	市長	42/100	副市長	25/100	教育長	21/100
------	----	--------	-----	--------	-----	--------

※ 退職手当は、栃木県市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例に基づき支給する。

○事務事業番号55「特別職・非常勤特別職の報酬・費用弁償に関すること」

【報酬の基準】

附属機関の委員、専門委員、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の報酬は、条例に個別に規定するもののほか、次の範囲内で定める。

- ・年額 695,000円以内
- ・月額 206,000円以内
- ・日額 8,000円以内

【支給方法】

- ・年額 9月及び翌年の3月の2期に分け、前6月分ずつを支給する。
- ・月額 その月分をその月に支給する。
- ・日額 出勤日数に応じてその都度支給する。

【費用弁償】

- ・市長
(宿泊料) 甲地方 一夜16,500円 乙地方 14,900円 (食事料) 一夜3,300円
※ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- ・副市長
(宿泊料) 甲地方 一夜14,800円 乙地方 13,300円 (食事料) 一夜3,000円
※ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- ・行政委員会の長及びこれらのもに準ずる者
栃木市長等の給与及び旅費に関する条例別表中の副市長の区分の例に準ずる。
- ・臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらのもに準ずる者
栃木市職員等の旅費に関する条例の規定を適用する。
- ・旅費の支給の方法
一般職の職員の例による。

○事務事業番号30「非常勤特別職の勤務条件に関すること」

【任用期間】

- ・嘱託職員 1年以内。(勤務成績が良好であると認められる嘱託員については、就職の日から4年を超えない範囲で雇用期間の延長が可能。)
- ・非常勤職員 1年以内。(勤務成績が良好であると認められる非常勤職員については、雇用期間の更新が可能。)

【勤務日数・時間等】

- ・嘱託職員 1月につき20日以内。(市長が特に認めた場合は、この限りでない。)
- 常時勤務を要する場合の1日の勤務時間は、7時間30分以内。
- ・非常勤職員 1週間につき31時間以内。

【休暇】

- ・年次有給休暇 勤務年数・勤務日数に応じて付与。
- ・特別休暇

(嘱託職員)

有給休暇

公民権の行使、国会・裁判所等への出頭、骨髄の提供、ボランティア参加、結婚、生理、妊娠中の母子健診、妊娠による通勤困難、妻の出産、育児参加、子の看護、忌引、父母の追悼、夏季休暇、自然災害復旧作業、自然災害による通勤困難、自然災害による危険回避

(非常勤職員)

有給休暇

公民権の行使、国会・裁判所等への出頭、忌引、夏季休暇、自然災害による通勤困難、自然災害による危険回避

無給休暇

骨髄の提供、負傷・疾病の療養、生理、産前・産後、育児時間、子の看護

○事務事業番号53「非常勤職員の公務災害補償に関すること」

当該職員が勤務する事業場の種類により、栃木県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例又は労働者災害補償保険法による補償を行う。

合併協定項目以外の主な調整結果について

合併協定項目以外の主な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年7月29日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併協定項目以外の調整結果について

【報 告】

B・Cリンク

栃木市・岩舟町合併協議会

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｂランク）

総合政策部会

No.	事務事業名	調整方針	調整結果
	事務事業番号		
1	隣保館に関すること	岩舟町には、隣保館がないため、合併時に統合する。	現栃木市には、大平隣保館と厚生センターの２か所の隣保館があり、新市においては、主に、大平隣保館が南部（大平・藤岡・岩舟地域）を、厚生センターが北部（栃木・都賀・西方地域）を、人権課題解決の拠点として事業を展開していく。
	8		

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名	調整方針	調整結果
	事務事業番号		
1	防犯灯の設置及び管理に関すること	【維持管理】 ・合併時に再編する。	防犯灯については、市が維持管理を行い電気料も負担する。
	115		

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号		調整方針	調整結果
1	市民無料法律相談に関するこ と		栃木市の例により合併時に統合する。 市民無料法律相談（弁護士相談）は、 合併時に市から委嘱をし、岩舟町では、 隔月１回行うこととする。	市民無料法律相談は栃木市の例により合併時に統合する ・栃木地域（毎月） ・大平地域（奇数月） ・藤岡地域（偶数月） ・岩舟地域（偶数月） ※開催月以外の月は、他の地域開催の市民無料法律相談で対応。 【岩舟地域】 開催日：偶数月の８日（土日祝日の場合はその前日） 時 間：１０：００～１２：００ 受 付：事前予約制 ※社会福祉協議会で行う、心配ごと相談日に合わせて行う。
	6			
2	総合相談に関すること		栃木市の例により合併時に統合する。 法律相談以外の相談（行政相談、人権 相談、町民相談）は、社会福祉協議会と 連携を図り、合同相談として実施する。	総合相談については、栃木市の例により合併時に統合する。 社会福祉協議会で行う心配ごと相談日に合わせて、月１回、合同相 談として行政相談と人権相談を行う。 【岩舟地域】 （町民相談） 開催日：月曜日～金曜日 時 間：８：３０～１７：１５（随時受付） （行政相談・人権相談） 開催日：毎月８日（土日祝日の場合はその前日） 時 間：１３：３０～１５：３０ 受 付：事前予約なし
	8			
3	資源再利用化事業(集団回収) に関すること		合併時は現行のとおりとし、栃木市の 例により合併後に再編する。	合併時に再編する。 ・資源物回収活動を実施した団体に対し報償金を交付する。 ・回収量１kgにつき３円、年間１０万円を限度とし、１回当りの回 収量５００kg以上を廃止する。
	18			

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整方針	調整結果
1	人権推進に係る啓発に関する こと 10	両市町の事務事業の内容等に違いがあるため、合併時に再編する。	両市町で同様に実施している人権研修会、広報紙や街頭による人権啓発、人権の花運動等に加え、現栃木市のみで実施している人権影絵や盲導犬体験学習の事務事業についても、栃木市の例により合併時から同様に実施していく。
2	同和問題に係る民間運動団体 への委託事業に関すること 11	両市町の委託事業の相手先、内容等に違いがあり、合併時に再編する。	各団体ごとの両市町における組織の合併を促し、現行の栃木市と同様に実施していく。

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整方針	調整結果
1	車両の安全運行管理に関する こと 30	法令に基づき、合併時に再編する。	車両の安全運転管理については、現行のとおり新市において継続する。 ※運行管理については、「栃木市公用車使用規程」に基づき、適正な管理を行う。

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整方針	調整結果
2	専用車（特別職）の運行管理に関すること	栃木市の例により、合併時に再編する。	特別職の専用車については、岩舟町の専用車（特別職）を廃止し、栃木市の例により合併時に統合することとする。 【運行管理課】 市長車：秘書広報課 副市長車：管財課 議長車：議事課 教育長車：教育総務課
	42		
3	建設工事及び建設工事関連業務の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿に関すること	栃木市の例により合併時に統合する。 なお、平成24年度中に行う平成25・26年度の入札参加資格審査を同じ基準により行い、格付けを統一する。	栃木市の例により統合する。ただし、岩舟町で行った平成25・26年度の入札参加資格の登録は、新市に引き継ぐものとし、建設工事の業者の格付けについては、合併時に栃木市の格付け基準との整合を図り統一する。
	11		
4	物品購入等の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿の登録に関すること	栃木市の例により合併時に統合する。 なお、平成24年度中に行う平成25・26年度の入札参加資格審査を同じ基準により行う。	栃木市の例により統合する。ただし、岩舟町が平成25年度中に栃木市と同じ基準による入札参加資格審査制度を設け、登録手続きを行うものとし、岩舟町で行った登録は新市に引き継ぐものとする。
	20		
5	小規模物品等契約希望者登録に関すること	栃木市の例により合併時に統合する。	栃木市の例により統合する。ただし、岩舟町が平成25年度中に栃木市と同じ基準による登録制度を設け、登録手続きを行うものとし、岩舟町で行った登録は新市に引き継ぐものとする。
	87		
6	出動体制（消防団）に関すること	各分団の出動範囲については、消防本部と調整し、合併時に再編する。	各分団の出動範囲については、現行のとおりとする。 また、災害拡大時等における旧市町境の特命出動については、消防本部の判断により円滑に行うこととする。
	58		

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号		調整方針	調整結果
1	ごみ集積所に関すること 79		合併時に再編する。 栃木市の例により合併時に統合する。 ごみ集積所の新設、廃止、移設等の申請については原則として地域クリーン推進員が行う。(栃木市は平成25年度より、市と連携・協力し環境美化に関する活動を行う「地域クリーン推進員」を設置する。)	栃木市の例により合併時に統合する。 ごみ集積所の新設、廃止、移設等の申請については原則として地域クリーン推進員が行う。(栃木市は平成25年度より、市と連携・協力し環境美化に関する活動を行う「地域クリーン推進員」を設置する。)
2	レジ袋削減推進協議会に関すること 110		栃木市の例により合併時に統合する。	レジ袋削減推進協議会に岩舟地域の事業者及び商工会を加える。
3	人材育成事業に関すること 9		合併時に再編する。	栃木市の例により合併時に統合する。 ・ 県次世代人材づくり事業 内 容：国内研修 参加者：青年リーダー、女性リーダー 各1名程度 ・ 日本女性会議 参加事務手続き等の支援
4	男女共同参画推進事業に関すること 1		合併後に再編する。	栃木市の例により合併時に統合し、男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名	調整方針	調整結果
	事務事業番号		
5	男女共同参画地域推進員に関すること	合併後に再編する。	男女共同参画地域推進員については、岩舟地域の推進員も加わり栃木市の例により合併時に統合する。 また、県から委嘱を受けた男女共同参画地域推進員の活動支援等を行う。 ・ 男女共同参画地域推進員申込書等の県への取次ぎ ・ 全体会議の運営 ・ 協働による啓発活動の実施 ・ 情報提供
	13		

合併に係る啓発用品等について

合併に係る啓発用品等について、別紙のとおり作製するので報告する。

平成25年7月29日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併に係る啓発用品等について

1. 目的

平成26年4月5日の新「栃木市」の誕生を広く啓発するために啓発用品を作製し、両市町内等において掲示・配布する。

また、新市の組織、行政窓口、手続き等の情報を掲載したガイドブックを作成し、合併前の岩舟町内各戸へ配付する。

2. 合併に係る啓発用品

(1) 品名及び数量等

番号	品名	数量	啓発方法
1	懸垂幕	4 枚	下記の場所に設置する。 ○栃木市役所及び各総合支所 (藤岡総合支所を除く)
	横断幕	2 枚	下記の場所に設置する。 ○栃木市役所藤岡総合支所 ○岩舟町役場
2	のぼり旗	70 本	下記の場所に設置する。 ○栃木市役所及び出先機関・関連施設 ○岩舟町役場及び出先機関・関連施設
3	ポケットティッシュ	20,000 個	下記の場所で配布する。 ○栃木市役所及び出先機関・関連施設 ○岩舟町役場及び出先機関・関連施設 ○栃木県庁及び出先機関・関連施設
4	小中学生向けリーフレット	14,300 枚	下記の場所で配付する。 ○栃木市内の各小中学校 ○岩舟町内の各小中学校

(2) 啓発期間

○懸垂幕・横断幕、のぼり旗、ポケットティッシュ

平成25年10月から平成26年4月頃まで

○小中学生向けリーフレット

平成26年1月配付予定

3. 暮らしのガイドブック

(1) 掲載内容

合併前の岩舟町の住民を対象に、合併後の新市の組織、公共施設、制度変更や新たに適用される制度の情報等を掲載する。

(2) 仕様

A4版 約96ページ 6,000部

(3) 配付時期

平成26年1月配付予定